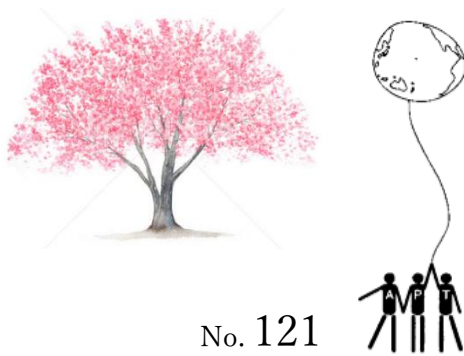


APT

APT ニュースレター

2023年4月発行



No. 121

エンパワーするNGO
YWCA 京都 YWCA
Asian People Together

Contents

- 京都 YWCA 2.11 集会と映画「ワタシタチハニンゲンダ！」 1
- おめでとう！そしてありがとう！リンさん、最高裁で無罪判決！ 2
- ～最近の事例から～外国人の妊娠・出産 3
- 助成活動報告①
- フィリピンという文化と人々ー南北問題を手がかりにー 4
- 「離婚後共同親権」は何が問題かー離婚する移住女性を念頭に 5
- 「樹は育ちゆき」ー多文化子どもプログラム 6
- 助成活動報告②
- 外国ルーツ児童の抱える「学齢超過」の問題 7
- 2022年12月～2023年3月活動報告 8

京都 YWCA 2.11 集会と映画「ワタシタチハニンゲンダ！」

去る2月11日に京都 YWCA 平和・環境活動委員会主催の2.11集会が、室町教会において開催された。1966年以降、2月11日は「建国記念の日」と定められ、「祝日」となっている。しかし、京都 YWCA はこの日を祝日とせず、天皇制や国家、そして平和について考える集会を毎年持っている。今年は、多文化共生委員会も共催という形で参加した。

今年の集会は、高賛侑（コウ・チャニューウ）監督の「ワタシタチハニンゲンダ」の上映を企画し、日頃からお世話になっている日本キリスト教団室町教会の浅野献一牧師と相談し、教会を会場として使用させていただくことに快諾を得た。また、「日本キリスト教団京都教区『教会と社会』特設委員会」の方々の後援をいただくこともでき、来場者43名を迎え無事開催の運びとなった。

映画は1910年以降、韓国併合以降の日本との関係を紹介する事から始まり、「土地調査事業」という名のもとで、土地を奪われた多くの朝鮮人農民が、生活の糧を求めて日本に移住し、土木関係などに従事する当時の映像が映し出された。戦後、外国人登録法が制定され、指紋押捺拒否事件やヘイトスピーチなど韓国・朝鮮人と日本人との軋轢が激しくなる。また、高校無償化制度から朝鮮学校が排除されるなど、在日コリアンは不当な差別を受け続けるのである。さら

に、1993年から始まった技能実習制度の実習生にも触れ、長時間で低賃金労働、その上暴力や不当解雇、恋愛禁止などの人権侵害など問題は多く、実際に雇い主が実習生に暴力を振るう場面などをも映し出していく。

ドキュメンタリーの終盤は、難民のことにも触れていく。日本の難民認定率は恐ろしく低く、1パーセント以下である。難民認定されない人たちは住民票も作れないため、健康保険もなければ仕事に就くこともできない、住居を借りることもできないのである。いつ強制的に帰国させられるか、入管施設に収容されるか分からない不安定な環境に置かれる。入管施設に収容されれば、いつ出られるかわからないし、許可がおりてもすぐ戻されることもある。そんな中で、入管側は被収容者を力づくで押さえつけるなど、死亡させる事件や自ら命を断つ人たちも出てくるのである。最近では2021年3月に、スリランカ人女性ウィシユマ・サンダマリさんが、必要な医療を提供されずに、入管施設で亡くなった。

観客は、たくさんの不条理な現実をこの映画で突きつけられたと思う。多くの人権侵害に苦しむ外国人の訴え。「私たちは動物ではない。人間だ！」心に深く響いた。

（ハイナ啓子）



おめでとう！そしてありがとう！ リンさん、最高裁で無罪判決！

昨年のニュースレター118号（2022年4月発行）でお伝えした、死体遺棄罪で逮捕起訴されていたベトナム人技能実習生リンさんは、3月24日、最高裁判所で逆転無罪を勝ち取った。

リンさんは2018年8月農業技能実習生として来日した。妊娠を理由に帰国させられた話を聞いていたリンさんはそれを恐れ、誰にも相談できず孤立の中で20年11月15日に双子を死産した。疲労とパニック状態の中、ベトナム式に埋葬する意思のもと遺体をタオルに包んで段ボールに入れ、名前と弔いの言葉も添えて部屋の棚の上に置いた。そのことが罪に問われ、死体遺棄罪で逮捕起訴された。

2021年7月一審で有罪判決。技能実習生の妊娠・出産が想定されていない現状、本来保護されるべきはずの孤立出産・死産に至った女性たちを刑事罰の対象としないこと、日本で安心安全に出産できる環境整備、妊娠は女性だけの問題ではないにも関わらず女性のみを罰する女性差別の現実、これらのことを訴え控訴した。しかし、その控訴審も2022年1月福岡高等裁判所で無罪判決が出され、リンさんは引き続き無罪を求めて上告していた。

今年2月24日に、二審の判決を変える際に必要な手続きである弁論が開催されたこともあって、逆転無罪への期待が高まっていた。無罪を求める署名は9万5000筆集まっていた。そして3月24日、最高裁判所で期待通り無罪が言い渡された。死産した後の一連の行動が死体遺棄罪の「遺棄」に当たるかどうか争点であったが、裁判長は「(前略)場所や遺体の包み方、置いて

いた方法などに照らすと、習俗上の埋葬と相入れない行為とは言えず、『遺棄』には当たらない」との判断を示した。

判決後の集会にはオンラインも含めてたくさんの支援者が集まり、弁護士や支援者が次々とマイクを握った。この判決を得られたのは何よりもまず、「私は子どもの遺体を捨てたり、隠したりしていません」と一貫して無罪を訴え、「日本が技能実習生のことを理解し、安心して出産できるような社会に変わってほしい」との思いで闘ったリンさんの頑張りがあったこと。そして地元の支援団体をはじめ全国で多くの人に関心を寄せて支援して起こった奇跡であること。しかし、そもそも奇跡が起こらないと正義が通らない社会とはなんなのか？また、このように裁判に勝っても「現代の奴隷制」と批判されている技能実習制度は相変わらず維持されていることなどが強調されていた。

リンさんには「おめでとう」とともに、私たちにも今後への勇気と力を与えてもらったことに対する「ありがとう」の言葉を伝えたい。

(神門佐千子)



～最近の事例から～ 外国人の妊娠・出産

ここ2、3年で目立ってきた支援の事例に妊娠・出産があります。支援のきっかけの多くは「住環境の問題から転居を勧めるための通訳支援がほしい」との行政からの依頼や「出産費用がない」など本人からの経済的理由などです。

新型コロナの影響で、多くの外国人労働者が携わっているホテルや飲食関連の産業では、休職、退職が増える事態になっており、そこにインフレも加わって電気代、食品価格なども上昇、当然日本人のみならず在日外国人の間にも深刻な経済的影響が出ています。

こういった状況が妊娠／出産／子育てに良いわけがありません。これらの世帯にとってははいっそう大きな負担になっていることは容易に想像がつきます。そのためAPTでは、支援の一環として、ご寄付いただいた食品を定期的に配送する、バザー用の乳幼児服や育児用品を寄贈するなど、物品面での援助も行うようにしています。ところが、被支援者の国籍も様々なので妊娠／出産に対する習慣や考え方も異なり、支援する食糧にも条件がつくなど、なかなか難しいものがあります。

また、このような支援では、現場に対応する保健師やソーシャルワーカー、看護師、助産師など、多くの人々と密に連携していく必要も生じます。当然現場は自宅や病院になるので、メンバーもあちこちに出張支援ということになります。

さらに数少ない言語の通訳を依頼するために、スケジュールがどうしても合わせられない場合は、病院と通訳とAPT事務所をオンラインでつないだこともありました。いろいろな面で今までにない形での支援を経験するようになりました。

外国人の妊娠・出産には子どもの国籍、在留資格の変更といった問題も付随します。法的には両親の片方が日本人であれば日本国籍を取得できますが、婚姻関係の有無、認知の有無によっては子どもの国籍取得、引き続いての母親の定住者資格取得が不可能になる場合もあります。日本国籍の場合には親の在留資格も「定住者」に変更できるようになるので産後もあれこれと忙しく、この面からも支援が必要になってきます。

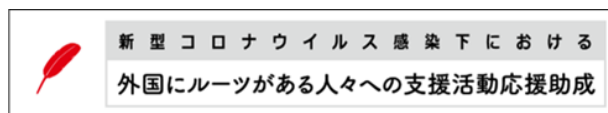
本号の別項では、やはり出産の問題に関わるリンさんの話題を取り扱っていますが、彼女の例を見るまでもなく、妊娠・出産には労働環境も大きく関わります。法的には外国人にも産休の取得は保証されており、妊娠中の健康状態(つわりなど)にも適切な管理が義務付けられていますが、必ずしも現実に対応していません。

安心して妊娠・出産ができること。それが女性であり外国人である人たちの権利を尊重するために最低限必要なことではないでしょうか。
(大手理絵)

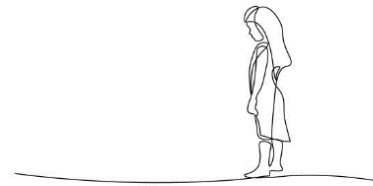
助成活動報告①

支援中の外国人女性に男児が生まれました。母子保健関連行政・医療機関とも連携しながら様々な手続きに関わる支援、在留資格の手続きも手伝っています。多言語相談(電話・面談・同行・訪問)、母語支援(通訳・翻訳)、緊急生活物資の配布、などの支援を実施しています。

以上の支援は「赤い羽根ポスト・コロナ(新型コロナウイルス)社会に向けた福祉活動応援キャンペーン 外国にルーツがある人々への支援活動応援助成(2022年10月～2023年9月)」の助成を受けて実施しました。



フィリピンという文化と人々 —南北問題を手がかりに—



3月18日、かつてAPTメンバーとして活躍され現在フィリピン在住の築瀬仁志さんに、現地での活動を基にフィリピン社会の現状についてオンラインでご講義いただいた。築瀬さんは19歳で、あるNGOのスタディーツアーで訪れたフィリピンで目の当たりにしたスラム街とそこに住む人々の貧困に衝撃を受け、それをきっかけに以後毎年現地でスラムの人々や路上生活者の支援を行ってきた。現在フィリピンに在住、働きながら支援活動を続けている。

まず、現在のフィリピン国内の問題として、インフレによる物価高、インフラ整備の遅れ、多発する災害、汚職などが挙げられる。貧困はなお根強い問題であるが、政府の対策は社会保障制度改革といった根本的なものというより、貧困層への単発的な給付金支給といった一時的なものがメインである。

いわゆる「出稼ぎ政策」について、外貨獲得のため政府が積極的に推進する中、多くの人々がアメリカや中東、日本などに出稼ぎに出ている。日本の外国人受入れには多くの課題があるにも関わらず、中東などに比べれば待遇や人権といった面において、彼らにとって日本は依然として「夢の国」であるようだ。出稼ぎに行く人はいわゆる貧困層ではなく、あくまでも渡航費用が工面できる中間層であり、彼らの家族の生活はその後目に見えて豊かになるようである。

マニラは急速に開発が進み、近代化したビル群やモールが立ち並ぶ一方、ストリートチルドレンをはじめ多くの路上生活者が街に混在している。近郊にはスラム街も多い。このように、フィリピンの現状を語る上で、依然として貧困を切り離すことはできない。自分自身の活動の原点は「なぜ途上国はこれほど貧しいのか」という問いである。

その答えを模索する中、「南北問題」という捉え方を手がかりとしている。少数の豊かな先進国が貧しい途上国を搾取する構造がある限り格差はなくなる。途上国の人々の賃金が低くても彼らの生活水準も低いのだから構わないという考えは、ひいては彼らの人権や尊厳の軽視にもつながる誤った考えである。また、先進国と途上国の貧困は切り離して考えるのではなく同時に取り組むべき課題であり、貧困に対する支援に直接参加できなくても、自らの消費行動やライフスタイルを見直すなど、間接的に貧困の根本的解決に取り組むことができる、といった考え方である。

今回の築瀬さんのお話は、貧困問題の解決を自らの課題として考え、間接的にでも取り組むことの重要性、そしてその取り組みがひいては「途上国」といわれる国からの移住者支援にも繋がっていくのではないかと気づかされた大変貴重な機会となった。 (山本純子)



「離婚後共同親権」は何が問題か～離婚する移住女性を念頭に

1、現行法のもとではどうなる？

(1) 外国籍女性Aが日本人男性Bと婚姻し、A B間の実子Cとともに日本で暮らしている場合（本稿はこのような事案を念頭に置く）、婚姻の効力については日本法が適用され（法の適用に関する通則法25条）、具体的には民法818条3項により、A B双方がCの親権を持ち、共同して行使する（共同親権）。

(2) 離婚するとどうなるか。離婚の効力についても日本法が適用され（法の適用に関する通則法27条ただし書き）、具体的には民法819条1項2項により、A BのいずれかをCの親権者と定める（単独親権）。

Aが婚姻中に在留資格「日本人の配偶者等」で在留していた場合、離婚後は他の在留資格に変更する必要がある。その際、「日本人の実子を扶養する外国人親の取扱について」（1996.7.30法務省入国管理局通達）によれば、①Cが未成年かつ未婚であること、②AがCの親権者であること、③AがCを現に相当期間養育監護していることの3点が確認できれば、「定住者」への在留資格変更が許可される。「定住者」は安定した在留資格であり（特段のことが無い限り更新される）、就労の制限もない。

ただ、Aが②③の要件を充たさない場合（Bが親権者となりCを養育監護している場合）には、Aの在留資格変更申請が許可されるとは限らず、帰国を余儀なくされる場合も多い。



2、「離婚後共同親権」の内容と問題点

(1) 検討中の「離婚後共同親権」は、離婚後も子に関する重要事項の「決定」を「共同」で行う制度。同居親だけでは決定できず、別居親は常に拒否権を持つことになる。子と同居親が相談して「こうしたい」と考えても、別居親が嫌だと言えば（理由は何でもよい）、何も決まらず、困るのは子と同居親（別居親は困らない）。これを避けるためには、子と同居親が別居親の意向に従うか（別居親が優位に立ち、支配が続く）、家裁申立等の手続きが必要となる。子に関する重要事項の中に「子の居所」を含める提案もあり、そうならばDV虐待の加害者からの避難が不可能となる。

なお、父が認知した子についても共同親権を導入する案が提示されており、認知者からの介入・支配を避けようと思えば、母は認知請求を抑制せざるを得ない。



(2) 法制審^{*1}は、DVや虐待事案が共同親権になるのは好ましくないが、「選択制」にすればこれらは除外できるとする。しかし、①そもそも高葛藤で信頼関係・協力関係が期待できないのが離婚であり（DVや虐待事案だけではない）、不適合事案^{*2}の除外という発想は、原則と例外が逆転している、②力関係の格差がある中で「選択」の自由は保証されない。DV被害者が早く離婚するために加害者の言うとおりに「共同」を「選択」することは十分に予想できる、③「先進諸国」では、不適合事案の完全な除外が不可能であることが判明し、離婚後の子の監護に別居親に関わる制度を見直す動きが顕著である。

(3) 面会交流についても、①面会交流の定めを協議離婚の要件とする、②面会交流等の事件について迅速に相手方（子と同居親）の住民登録地を探索する制度を導入する、③家裁に面会交流等の事件が係属すればとにかく早く別居親に子を会わせる新たな手続きを創設する、等の提案がなされている。面会交流が常に子の利益だとする根拠なき思い込みがますます強まり、子と同居親をさらに苛酷な状況に状況に迫りやる。



3、「離婚後共同親権」となったらどうなる？

(1) AがCを養育監護する限り、Aは「定住者」に在留資格変更ができる（現行法でも同じ）。ただ、養育監護の責任はすべてAが負担する一方（養育費が支払われる保証はまったくない）、Cについての重要事項の決定にはBの同意が必要で、Bが同意を拒否すれば家裁申立等の手続きが必要となる。Cとの面会交流を求めるBの要求も激しくなる。（A B間に法律婚がなかった場合、BはCの認知をすればA Cの生活への介入支配が可能となる。そのためAが認知請求を断念する事態も想定される）。

(2) AがCを養育監護できない場合、Aは親権者ではあるが、「定住者」への在留資格変更が許可されるか否かは不明（入管次第）。Cについての重要事項の決定に関与できるとしても、一般に力関係が弱いAがBの意向に逆らうこと、Bに翻意させること、家裁事件に対応することはいずれも困難である。面会交流も実現の有無は不明である。

(3) 移住女性にとって、共同親権の導入は、(1)の場合、メリットはなく、逆に負担を増加させ、(2)の場合、メリットは不明である。しかも、共同親権導入論は、明らかなジェンダーバッシングである。強く反対せざるをえない。

4、移住女性は夫の付属物ではなく子の付属物でもない。その在留資格が夫や子との関係によって左右されるとすれば、それ自体が間違っている。この視点にたつて、今後も支援を続けていきたい。
(吉田容子)

- ※1 法制審：法制審議会のこと。法務大臣の諮問に応じて、民事法、刑事法その他法務に関する基本的な事項を調査審議する。
- ※2 不適合事案：DVや虐待事案等

樹は育ちゆき

—多文化子どもプログラム

多文化子どもプログラムに来ている子どもたちと、思えば三年以上共に過ごさせていただいています。

様々な環境の中で複雑な思いを抱えながら、懸命にその時々を生きて、頑張っている子どもたちばかりでした。必死の思いで子どもたちを守り、育て、生活をしておられるお母さん方の姿を垣間見ました。

子どもたちは、学習やおでかけプログラムの中でいろいろな失敗を繰り返し、反省し、また達成できた時の喜びも感じます。また子どもたち同士も幼少から高校生まで世代を超えていますし、支援のお兄さん、お姉さん、親の世代以上の人たちとも多く関わり、いろいろな思いや在りようの違いを感じていると思います。

そしてその中でこそ、心のキャパシティは大きく育ち、これからの人生の在りようを学んでいる。それは実際の勉強の仕方からはじまって、どう困難をロマンと希望によって乗り越えていくかに至るまでのすべてを体得していると信じます。

「やさしく強い人になりたい」「わたし小さい子たちに指導が出来た」。

子どもたちの言葉の端々(はしばし)に、一人ひ

とりが大きくおおきく枝葉を広げ、空へ、未来へ向かって伸びていっていることを感じます。

心の奥深いところに傷を持つ人間と人間との触れ合い、そして悲しみだけではない喜びの涙の内にも、本当の回復と成長が与えられることを、このプログラムを通してわたしも教えられています。

「一生懸命、生きている人がいることを感じた。」

ウトロ平和祈念館見学・フィールドワークの振り返りをした時の、とある彼の感想です。本当にそうだろうなずくばかりです。

卒業により新しいステージに立つ子、また進級する子どもたち。それぞれの子どもたちの人生の樹木が、まことに多様に育ちゆき、その枝に小鳥も巣を、また旅人が休める木陰も作れるようになることを、今わたしは夢んでいます。

育ちを共にお見守りいただき、また様々な支援をいただいています皆さまに心より感謝して、ご報告させていただきます。

(浅野献一)



助成活動報告②

多文化の子どもたちに向けては引き続き月曜学習会及び社会経験プログラムなどを行いました。多文化ルーツ家族のクリスマス Gathering (12/25) を行い、子どもから大人まで、支援を受ける人々・する人々も互いにエンパワーメントする時間を過ごしました。

春休み中には学習会・高校生の職業体験・大学とウトロ平和祈念館見学を実施しました。定時制高校(1名)、専門学校(1名)、地域中学校編入(1名)、全日制高校(1名)、中学校(2名)へと進学した子ども達に対して、書類手続きの支援など学習支援以外にも忙しい春休みでした。



多文化ルーツ家族の
クリスマス Gathering (12/25)

以上の支援は、「清水育英会×中央共同募金会 経済的困窮や社会的孤立の状態にある子どもの学習と生活を一体的に応援する助成(2022年10月~2023年9月)」を受けて実施しています。

外国ルーツ児童の抱える「学齢超過」の問題

外国にルーツを持つ児童の進学の問題において、「学齢超過」というひとつのキーワードがあることをご存じでしょうか。「学齢超過」とは就学年齢を超えていることを指し、現在 APT においても度々取り扱われるケースである。「学齢超過」が起こってしまう背景には様々な環境や事情が関係しているが、外国人児童が就学義務の対象とならないことが問題をより根深くしていると言えるだろう。つまり、就学義務がないために学齢期の就学実態や数について信頼できるデータがなく、義務教育未修了者の外国人数の実態もわからないという現状があるのである。問題は限りなく目に見えづらいところで確かに起こっている。

国はそうした問題に対して、「我が国においては、外国人の子の保護者に対する就学義務はありませんが、公立の義務教育諸学校へ就学を希望する場合には、国際人権規約等も踏まえ、その子を日本人児童生徒と同様に無償で受け入れているところです。」としたうえで、「各教育委員会の判断により、本人の学習歴や希望等を踏まえつつ、学校の収容能力や他の学齢生徒との関係等必要な配慮をした上で、公立の中学校での受け入れが可能」「夜間中学を設置している自治体においては、夜間中学への入学が可能であることを案内することが適当」と答えている。しかし、いずれの施策においても課題がある。

一つは、自治体が受け入れに対応できていないという問題である。関東弁護士会連合会が一昨年行った調査によると、アンケートに回答した 277 の自治体のうち「『外国につながる児童・生徒』の公立小・中学校への受け入れが問題となったことがあるか」という質問に対して「ある」と答えた自治体は 37 件、そのうち問題とな

った事柄として「学齢の検討を要した」が 4 件、「学齢超過」が 3 件挙げられていることが分かった。これについて弁護士会は「学齢については柔軟な対応が必要であるところ、これが現場においては事実上非常に難しいということも推測される」と分析している。また、学齢を問題とする以前に語学等の可能な対応教員が不足している等の教育環境整備の問題を背景として、柔軟に対応することができないという実情もあるだろう。

もう一つは、夜間中学の抱える問題である。国は、夜間中学について少なくとも各都道府県・指定都市に 1 校は設置できるよう取り組みを進めているものの、現在 15 都道府県 40 校に留まっている。そのため、夜間中学が地域にない児童が受け入れてもらえる学校がなく就学をあきらめるしかない場合もある。

たとえ就学義務はなくても子どもに教育を受ける権利は保障されるべきであり、このような課題がある以上、私たちのような支援者が当事者の代弁者となり、国や自治体の柔軟な対応を忍耐強く求めていくことが必要であろう。「学齢超過」の問題は、在日外国人数が増え、外国にルーツを持つ児童も年々増えている今日において、のんびりはしてられない深刻な課題なのである。
(松田純)



活 動 報 告

12月1日 ～ 3月31日

12月

- 17日 APT全体ミーティング・ケース協議*
25日 多文化ルーツ親子クリスマスGathering

1月

- 21日 APT全体ミーティング・ケース協議*
京都YWCA多文化共生委員会会議*

2月

- 4日 研修「離婚後の子どもの養育をめぐる
共同親権制について」吉田容子
18日 APT全体ミーティング・ケース協議*

3月

- 18日 京都YWCA多文化共生委員会会議*
APT全体ミーティング・ケース協議*
研修「フィリピンという文化と人々
ー南北問題を手掛かりにー」築瀬仁志
21日 「滞日外国人の背景を知るー異文化の
理解のためー」シリーズ①在日コリアン
ウトロ平和祈念館見学
24日 外国人自立支援多文化カフェ

*Web会議

*維持会費・寄付をいただいた方（敬称略）

上内英子、岡佑里子、宇山進、円城順子、杉山知子、西原美那子、森田園子、田中康司、木戸さやか、マサメセンヂョーク、田中順子、神門佐千子、大手理絵、安藤いづみ、日本基督教団京都御幸町教会、日本キリスト教団室町教会、日本キリスト教団洛陽教会、錦林教会ベスタロッツ保育園、宗教法人カリック・ノートルダム教育修道女会、ヌヴェール愛徳修道会、同志社中学校、同志社女子大学宗教部、京都・東九条CANフォーラム

ありがとうございました。

APT 活動のためのご寄付、及び賛助会員を募集しております。賛助会員には年会費 5,000 円で年 3 回のニュースレターを送付いたします。同封の用紙にてお振込ください。

郵便為替：京都 YWCA アプト 01050-5-7761

2022年12月1日～2023年3月31日：23 件

●国籍別

フィリピン12、中国・ネパール2、不明3
ボリビア、香港、インドネシア、スリランカ各1

●性別

女性16、男性5、不明2

●居住地

京都21、滋賀2

●相談内容

教育5、医療4、生活3、法律3、通訳3、
在留資格3、DV2

相談対応（12月～3月）集計

分類	項目	12月	1月	2月	3月	延べ件数
相談対応 件数	継続	105	113	97	98	413
	新規	7	3	5	8	23
相談対応 方法	電話	91	68	136	72	367
	SNS	76	94	184	84	438
	メール	24	14	7	21	66
	来所	6	2	8	2	18
	同行	13	5	6	10	34
	訪問	1	6	4	1	12
	FAX	3	0	2	2	7
	郵送	0	0	0	2	2
通訳派遣 依頼	京都市	8	13	5	8	34
	京都府	0	0	0	1	1
	個人	24	14	18	4	60
	他機関	1	0	0	1	2
	翻訳	2	1	0	0	3

京都YWCA・APTは多文化共生社会の実現を求めて外国籍住民のための支援プログラムを展開している京都YWCAのグループです。

相談電話：075-451-6522

月曜日：13:00-16:00

木曜日：15:00-18:00

メール相談も受け付けます。apt@kyoto.ywca.or.jp



京都YWCAとは・・・

京都YWCAはキリスト教を基盤に世界中の女性が言語や文化の壁を越えて力を合わせ、女性の社会参画を進め、人権や健康や環境が守られる平和な世界を実現する国際NGOです。

APTニュースレター No.121 2023年4月発行



京都YWCA・APT



〒602-8019 京都市上京区室町通出水上ル近衛町44

TEL：075-431-0351 FAX：075-431-0352

本ニュースレターの送付が不要の方はご一報ください。次回からの送付は差し控させていただきます。
また、メールでのニュースレター配信をご希望の方も apt@kyoto.ywca.or.jp までご連絡ください。